

エシカル消費普及啓発に係るポスター制作業務委託仕様書

1 業務の趣旨

県民に「エシカル消費」について理解を深めてもらうため、県内協力事業所へのポスター掲示を通じて周知を行う。

2 ポスターの内容

- (1) エシカル消費の概念
- (2) 買い物時に実践しやすい環境への配慮や資源の有効利用を中心としたエシカル消費の実践例
- (3) 協力事業所名や協力事業所の取組に関する事項
※ポスターのベースデザイン（共通部分）は1種類とし、協力事業所（4事業者）ごとにそれぞれのロゴマーク等を差し替えたものを4パターン制作すること。
- (4) その他、県が指定する内容

3 業務の内容

- (1) ポスター制作業務
 - ア ポスターの企画制作業務（「2 ポスターの内容」に基づく企画・構成、レイアウト・デザイン、取材、原稿作成、写真撮影、写真手配 等）
 - イ 県との打ち合わせ、校正作業
 - ウ 制作データの県への納品（A I 形式、E P S 形式、P D F 形式）
- (2) ポスター印刷業務
 - ア (1) で制作したポスターの印刷（カラー・A 2 サイズ・4 種（※ロゴ差し替え 4 パターン）・6 0 枚以上）
 - イ 協力事業所へのポスターの引き渡し
- (3) その他
その他本業務について、協議の上定めた業務

5 契約に関する条件等

- (1) 再委託について
 - ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は書面により、あらかじめ県の承認を得ること。
 - ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。
- (2) 権利の帰属等
 - ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。
 - イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。

ウ 受託者は、県の承諾なしに委託業務により制作された成果物を他に流用してはならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

(2) 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。

(3) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、受託者と協議して定める。